

資料編

資料編

1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

(1) 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	団体名等
	石渡 榎子	府中市民生委員児童委員協議会第1地区会長 (～平成22年11月)
	角田 正之	府中市薬剤師会副会長
	近藤 登	府中市居宅介護支援事業者連絡会会長
	島村 八重子	公募市民
	杉田 廣己	社団法人府中市歯科医師会副会長 (～平成23年3月)
	鈴木 恂子	社会福祉法人多摩同胞会常務理事
○	鈴木 眞理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
	田口 俊夫	社団法人府中市医師会監事
	武市 裕貴	公募市民
	竹内 茂樹	社会福祉法人正吉福祉会府中市立特別養護老人ホームよつや苑 施設長
	田中 修子	東京都多摩府中保健所地域保健推進担当課長 (平成23年4月～)
	能勢 淳子	医療法人清新会介護老人保健施設ピースプラザ施設長
	原田 良子	府中市民生委員児童委員協議会第4地区会長 (平成22年12月～)
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所地域保健推進担当課長 (～平成23年3月)
	矢ヶ崎 一幸	社会福祉法人府中市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	山口 久美子	東京都多摩府中保健所副参事 (～平成22年3月)
◎	和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	渡邊 信	社団法人府中市歯科医師会副会長 (平成23年4月～)

◎委員長、○副委員長
(役職は就任時)

(2) 検討経過

[平成21年度]

開催日時	検討内容	配布資料
第1回 平成21年 5月19日(火) 午前10時30分～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 委員依頼 2 市長(代理)あいさつ 3 委員自己紹介 4 会長・副会長選出 5 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の概要説明 6 府中市高齢者保健福祉計画・府中市第4期介護保険事業計画の現状と課題	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会委員名簿 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期) 3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)概要版 4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置要綱 5 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スケジュール案(平成21年度～平成23年度)
第2回 平成21年 12月17日(木) 午前10時30分～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について	1 地域密着型サービス事業者公募の概要について 2 府中市の介護予防施策の体系 3 府中市認知症対策の事業展開について 4 地域包括支援センターの増設について 5 災害時要援護者対策事業について 6 市外における指定地域密着型サービス提供事業所の指定状況資料
第3回 平成22年 3月4日(木) 午前10時30分～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項について 2 平成22年度高齢者福祉費・介護保険特別会計予算(案)概要について 3 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート項目(案)について	1 平成22・23年度指定予定地域密着型サービス事業者公募要項 2 平成22年度府中市高齢者福祉費予算(案) 3 平成22年度府中市介護保険特別会計予算(案) 4 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画アンケート項目(案)

[平成22年度]

開催日時	検討内容	配布資料
第1回 平成22年 9月27日（月） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保健事業計画策定のためのアンケート項目（案）について 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項について	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画調査票（案）、調査ごとの設問項目・目次、調査の目的、調査項目の新旧対照、各調査票 2 地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者の指定について 3 平成22年度基盤整備計画の進捗状況について
第2回 平成22年 10月25日（月） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保健事業計画策定のためのアンケート項目（案）について 2 平成21年度介護サービス別の利用実績について	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査 修正箇所対応一覧 2 平成21年度介護保険サービス別の利用実績 3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の部会設置について 4 地域包括支援センター・在宅介護支援センター体制
第3回 平成23年 3月22日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保健事業計画策定のためのアンケート調査報告書（中間報告）について 2 指定地域密着型事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項について	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書（中間報告） 2 府中市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画における課題への取り組み状況と検証（中間報告） 3 地域密着型サービス指定関係部会開催報告

[平成23年度]

開催日時	検討内容	配布資料
第1回 平成23年 5月16日（月） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書（案）について 2 平成23年度福祉施設基盤整備の進め方について	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書（案） 2 平成23年度福祉施設基盤整備の進め方について 3 介護専用型特定施設入居者生活介護（東京都） 4 混合型特定施設入居者生活介護（東京都） 5 地域密着型サービス指定部会開催報告・会議録及び地域密着型サービス事業所の指定更新申請の手引き
第2回 平成23年 7月5日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 パブリックコメントの内容と実施時期について 2 計画の体系（第5期）案について 3 第5期計画の重点施策について	1 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定までの予定表（案） 2 計画の体系（案） 3 計画検討作業ワークシート
第3回 平成23年 8月9日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 計画の体系（第5期）案について 2 第5期計画の重点施策について	1 計画の体系（案） 2 利用者から見た身体状況に応じたサービスのイメージ図 3 提供者サイドから見た身体状況に応じたサービスのイメージ図 4 サービス提供者側の役割と求められる機能 5 第5期計画の重点施策について（計画検討作業ワークシート） 6 第2回地域密着型サービス指定関係部会開催報告及び会議録
第4回 平成23年 9月15日（木） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）案について 2 介護保険の事業状況について	1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）案 2 介護保険事業状況 3 第3回地域密着型サービス指定関係部会開催報告
第5回 平成23年 10月18日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 介護保険サービス量の見込みについて	1 介護保険サービス量の見込みについて 2 平成23年度第3回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

開催日時	検討内容	配布資料
第6回 平成23年 11月15日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 第5期介護保険サービス量の見込み等について	1～3 第5期介護保険サービス量の見込み等について
第7回 平成23年 12月20日（火） 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 第5期介護保険料等について	1～6 第5期介護保険料等について 別紙1 第5期介護保険料算出の要素 2 平成24年度以降の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会のスケジュールについて（案）
第8回 平成24年 1月27日（金） 午後1時30分～ ふるさと府中歴史館 3階 会議室	1 介護保険事業計画（第5期）について 2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会報告について	1 第7章 介護保険事業（介護保険事業計画部分素案） 2 介護保険料の財政負担割合（介護保険事業計画部分素案80ページ部分）

2 アンケート調査の概要

(1) 高齢者調査

① 高齢準備期調査

調査目的	市内に居住する 60～64 歳の市民の健康づくりの取り組み状況や生活習慣、認知症等についての意識、社会活動への参加状況等を把握し、団塊世代の社会参加の具体化に向けた方策を検討する。
調査対象	市内に居住する第2号被保険者のうち、60～64歳の市民（要支援・要介護認定者を除く） 500人 平成22年11月1日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：312（62.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●健康づくりの取組 ●生活習慣 ●認知症 ●地域のつながり ●災害時の対応 ●就労状況 ●生活 ●社会活動

② 高齢者一般調査

調査目的	市内に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の意識と生活実態を把握し、サービスの潜在需要や介護予防の具体化に向けた方策を検討する。
調査対象	市内に居住する第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く） 1,800人 平成22年11月1日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：1,800 有効回収数（率）：1,288（71.6%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●医療の状況や介護予防 ●認知症 ●地域生活と日頃の活動 ●就労状況 ●住民参加 ●地域のつながり ●災害時の対応 ●介護保険サービスや保健福祉サービス ●高齢者の権利擁護 ●要 望

③ 介護予防に関する調査

調査目的	市内に居住し、健康診査等の結果により介護予防の必要性が高いと判定された人の介護予防の取り組み状況と生活実態を把握し、介護予防の具体化に向けた方策を検討する。
調査対象	市内に居住する第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く） 300人 平成22年11月1日現在で特定高齢者名簿より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：257（85.7%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●健康づくりの取組 ●介護予防 ●生活習慣 ●認知症 ●地域のつながり ●介護保険制度 ●高齢者の権利擁護 ●要 望

④ 介護保険居宅サービス利用者調査

調査目的	介護保険居宅サービス利用者のサービスの利用状況と利用意向を把握し、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などの検討を行うための参考とする。
調査対象	介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 1,500人 平成22年11月1日現在で居宅サービス利用者名簿より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：1,500 有効回収数（率）：943（62.9%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●医療の状況 ●介護保険 ●利用者本位のサービスのあり方 ●居宅サービスの満足度 ●高齢者の権利擁護 ●災害時の対応 ●保健福祉サービス ●市への要望 ●介護者の状況・意向 ●介護者の地域のつながり ●介護者の要望

⑤ 介護保険施設サービス利用者調査

調査目的	介護保険施設サービス利用者の入所までの状況や施設での生活・サービスの利用状況を把握し、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などの検討を行うための参考とする。
調査対象	介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者 300人 平成22年11月1日現在で施設サービス利用者名簿より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：165（55.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●身体状況 ●入所までの期間等 ●施設での生活やサービス ●介護保険 ●高齢者の権利擁護 ●家族の状況・意向

⑥ 介護保険サービス未利用者調査

調査目的	介護保険サービス未利用者の未利用であった理由と、今後の利用意向などを把握し、適正なサービス利用につなげる方策を検討するための参考とする。
調査対象	介護保険サービス未利用者 500人 平成22年11月1日現在で介護保険サービスを利用していない第1号被保険者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：340（68.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●医療の状況 ●介護保険サービスの利用 ●介護保険 ●保健福祉サービス ●災害時の対応 ●市への要望 ●介護者の状況・意向 ●介護者の地域のつながり ●介護者の要望

⑦ 医療と介護の連携調査（介護者）

調査目的	在宅で療養生活を送っている要支援・要介護認定者の在宅療養生活の状況や医療と介護の連携の考え方などを把握し、医療と介護の連携の方策を検討するための参考とする。
調査対象	医療措置を必要としている要支援・要介護認定者 300人 平成22年11月1日現在で要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書で何らかの医療措置を受けている第1号・第2号被保険者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付）
調査時期	平成22年11月24日～12月8日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：200（66.7%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●調査対象者の在宅療養生活 ●医療と介護の連携 ●調査対象者の今後の療養生活 ●介護者の負担感 ●要 望

⑧ 日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	市内に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者及び要支援1から要介護2までの要支援・要介護認定を受けている人の家族や生活状況、身体状況や外出の状況、転倒予防の状況等を把握し、二次予防の必要がある対象者を抽出するとともに、生活支援の必要性等を検討するための参考とする。
調査対象	市内に居住する第1号被保険者及び要支援1～要介護2までの要介護認定者2,500人 平成22年11月1日現在で住民基本台帳及び介護保険サービス利用者名簿より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促1回送付） なお、50人分を訪問面接（ヒアリング形式）により実施した。
調査時期	平成22年11月24日～12月8日 訪問面接は、平成22年12月1日～12月28日
配布・回収数（率）	配布数：2,500 有効回収数（率）：1,952（78.1%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●家族や生活状況 ●身体状況や外出の状況 ●転倒予防 ●口腔の状況 ●物忘れの状況 ●日常生活 ●社会活動 ●健康状態 ●要 望

(2) 事業者調査

① 居宅介護支援事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者の居宅介護計画（ケアプラン）を作成している地域包括支援センター・在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所の事業の状況や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための参考とする。
調査対象	府中市の要支援・要介護認定者のケアプランを作成する地域包括支援センター・在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所の事業所 48 か所 平成 22 年 11 月 1 日現在で事業者名簿から悉皆
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促 1 回送付）
調査時期	平成 22 年 11 月 24 日～12 月 8 日
配布・回収数（率）	配布数：48 有効回収数（率）：29（60.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所のプロフィール ●事業の状況 ●質の向上への取り組み ●ケアマネジメント ●今後の事業運営 ●災害時の体制 ●要 望

② ケアマネジャー調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者の居宅介護計画（ケアプラン）を作成しているケアマネジャーのケアマネジャー業務の状況や、ケアマネジャー業務全般の考えや医療と介護の連携の状況等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策や医療と介護の連携の方策を検討するための参考とする。
調査対象	市内の居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャー 144 人 平成 22 年 11 月 1 日現在のケアマネジャー全員
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促 1 回送付）
調査時期	平成 22 年 11 月 24 日～12 月 8 日
配布・回収数（率）	配布数：144 有効回収数（率）：75（52.1%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本属性 ●ケアマネジャー業務の担当状況 ●担当地域におけるサービスの状況 ●サービス提供事業所・医師等との関わり ●サービス担当者会議 ●ケアマネジャー業務全般の考え ●地域包括支援センターの役割 ●医療と介護の連携の状況 ●サービス利用者の在宅医療の必要性 ●要 望

③ 介護保険サービス提供事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者に予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービスを提供している事業所の事業所における実情や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための参考とする。
調査対象	市内で事業を展開している予防・居宅サービス提供事業者及び施設サービスを提供している事業所 100 か所 平成 22 年 11 月 1 日現在で事業者名簿から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促 1 回送付）
調査時期	平成 22 年 11 月 24 日～12 月 8 日
配布・回収数（率）	配布数：100 有効回収数（率）：62（62.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所のプロフィール ●今後の事業運営 ●質の向上への取組 ●医療と介護の連携の状況 ●サービス利用者の在宅医療の必要性 ●災害時の体制 ●要 望

④ 医療と介護の連携調査（医療関係者）

調査目的	市内の医療機関（病院・診療所、歯科診療所、保険薬局）及び訪問看護ステーションにおける市民への在宅療養の取り組み状況や医療と介護の連携の状況等を把握し、医療と介護の連携の方策を検討するための参考とする。
調査対象	市内の医療機関及び訪問看護ステーション 276 か所・人 平成 22 年 11 月 1 日現在で医療機関名簿等から無作為抽出（訪問看護ステーションは悉皆）
調査方法	郵送配布・郵送回収（督促 1 回送付）
調査時期	平成 22 年 11 月 24 日～12 月 8 日
配布・回収数（率）	配布数：276 有効回収数（率）：161（58.3%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関等のプロフィール ● 在宅療養支援の取り組み状況 ● 医療と介護の連携の状況 ● 要 望

3 用語解説（50音順）

【ア】

NPO(Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られている。

【カ】

介護保険給付費等準備基金

介護保険財政の健全で円滑な運営を図るため、条例により設置している基金。基金積立額は介護保険会計において生じた余剰金に相当する額であり、基金の取崩しについては、介護給付や地域支援事業における不足額の財源に充てるほか、次期保険料額の急激な上昇を抑える等介護保険運営上必要と認める場合に限られる。

介護保険サービス

介護保険のサービスは、要介護者を対象とした介護サービスと要支援者を対象とした介護予防サービスに区分される。

介護サービス

介護保険で要介護1～5と認定された人に提供される。居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援、施設サービスがある。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方である。

介護予防サービス

介護保険で要支援1～2と認定された人に提供される。居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、介護予防支援がある。

介護予防サポーター

介護予防の人材育成研修を終了した高齢者を介護予防サポーターとして認定し、地域で行われる様々な介護予防活動を支える人材。

介護予防推進センター

介護予防の中心拠点として平成18年4月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防健診、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い地域の介護予防活動の支援を行う。

介護予防コーディネーター(略称KC)

地域の介護予防の拠点の地域包括支援センターに配置。老人クラブなど既存団体への介護予防普及啓発、介護予防健診、教室参加後の自主グループ育成支援、新たな資源開発など、地域密着の小回りのきく機能を発揮し活動。介護予防推進センターと地域をつなぐ役割も果たす。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つである。療養病床等を有する病院又は診療所であって、都道府県知事の指定を受けたものを指定介護療養型医療施設という。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行う。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護保険施設の一つである。老人福祉法に規定される特別養護老人ホームであって、入所定員30人以上で都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設という。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つである。要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設で、都道府県知事の開設許可を受けたもの。

健康寿命

WHO(世界保健機関)が平成12年に提唱したもので、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などにより自立した生活ができない介護期間を差し引いた寿命のことを指す。

ケアマネジメント

介護保険その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるよう支援するサービス提供の手法。居宅サービスでも施設サービスでも実施される。

介護保険制度においては、居宅介護支援又は介護予防支援のサービス名称で、介護支援専門員(ケアマネジャー)又は看護師等が実施する。

高齢者見守りネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを目的に、地域包括支援センターを拠点として、「きざし」「きづき」「さりげない見守り」「連絡」のき・き・さ・れ(危機され)を合言葉に、地域全体で高齢者を見守る取組。

【サ】

在宅療養支援診療所

平成18年の医療法改正で新設された制度で、24時間体制で往診や訪問看護を実施する診療所。

在宅療養支援窓口

医療と介護の連携を進めるため、区市町村や地域の医療機関、地域包括支援センター等に在宅療養に関する支援相談窓口である。専門職員が在宅療養資源を把握し、病院からの退院時の在宅における療養環境の調整や、かかりつけ医や介護事業者等からの在宅療養生活の継続に必要な在宅療養資源の調整依頼への対応を図り、在宅療養患者の医療的ケアに必要な情報を地域やケアマネジャーに提供することにより、病院からの退院促進、地域で生活を送る患者及びその家族の療養・介護生活の向上を図る。

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護と医療が連携しケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅。

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動を取ることが特に困難な人々である。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。

参酌すべき標準

介護保険事業計画において介護サービス等の見込みを定めるに当たり、国から標準として示されたもの。

小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。居宅要介護者を対象に、その心身の状況や置かれている環境や選択に応じて、訪問、通所又は泊まりにより、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。平成17年の介護保険法改正により創設された。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、おおむね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。都道府県知事の指定により、市町村に1か所設置されている。

生活支援サービス

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等、市町村が行う高齢者の生活を支援するサービス。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成11年の民法などの改正により平成12年に施行された。

事業継続計画(BCP)

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく行動計画。

【タ】

地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2万～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント(調整・管理)、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する支援などの事業を行う。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成17年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。また、平成24年度からこれらのサービスに加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスが創設された。

地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設は、入居定員が29人以下の特別養護老人ホームで、小規模特別養護老人ホームと呼ばれている。

特定施設入居者生活介護

介護保険の居宅サービスの一つである。都道府県の指定を受けた定員30人以上の有料老人ホームなどで、介護保険による要介護認定を受けた入居者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を提供すること。要支援と認定された者を対象とするサービスは介護予防特定施設入居者生活介護という。

【ナ】

二次予防事業対象者

要支援・要介護状態に陥るおそれの高い虚弱高齢者と認められる65歳以上の者。介護予防ケアマネジメントが実施される。平成23年度に特定高齢者から二次予防事業対象者に名称が変更された。

日常生活圏域

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域。

認知症サポーター

認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。講座を受けると認知症サポーターの印として、プレスレット（オレンジリング）が配られる。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の状態にある要介護者が地域の共同の住居において、家庭的な雰囲気の中で各自が持つ能力に応じて自立した共同生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供する。

【ハ】

福祉サービス第三者評価制度

福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、又は行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

【マ】

メタボリックシンドローム

腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満を共通の要素として、高血糖、脂質代謝異常、血圧高値の3項目のうち、2項目以上を伴うものをメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）という。

メタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準は、平成17年4月に国内8学会が合同で策定したもので、基準に合致すると虚血性心疾患、脳血管疾患などの動脈硬化性疾患に進展する可能性が大きくなる。

もの忘れ相談医

認知症の早期発見・早期治療のため、患者や家族の相談に応じる医療機関で、精密検査等必要に応じて専門医を紹介する。平成23年4月1日現在、市内医療機関のうち29か所が登録を行っている。